

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、四国の北東部に位置しており、古くから四国の玄関口として繁栄し、現在においても、道路網の整備水準が高く、海路・空路の港も所在し、地方支分部局や大手民間企業の支店等が集積するなど、県都・中核市として優れた都市機能が備わっている。

本市の推計人口は、平成 30 年 6 月 1 日現在で 419,705 人であり、平成 22 年の国勢調査では、労働力人口は、204,330 人、就業者は、191,257 人で、近年、高齢者と女性の就業者数が増加傾向にある。

本市の産業は、北はサンポート周辺の臨海部から、南は讃岐山脈である山間部まで広域に立地しており、本市内の事業所数は、平成 26 年経済センサス基礎調査等では約 2 万 3 千件、その大部分が中小企業、小規模事業者（県内の大企業は約 60 件）である。

県内の雇用情勢については、厚生労働省の発表では、平成 30 年 4 月分の有効求人倍率が 1.73 倍であり、「改善が進んでいる」と判断されている。

また、地域経済分析システム（RESAS）等による分析では、本市企業の特色は、付加価値額、事業所数、従業員数いずれから見ても、様々な業種（卸売業・小売業、製造業、宿泊業・サービス業等）が大きな偏りなく立地していることや、県内の企業は、健全経営力や利益率が高いのに比べ、設備投資を行う力が弱い傾向にあるほか、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況であることがわかる。

本市においては、平成 24 年度に施行した中小企業基本条例に基づき、中小企業者の経営の革新、経営基盤強化の促進等について、種々の施策を講じ、支援を行っているが、上記分析のとおり、中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていく取組を支援することが、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 300 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

高松市の産業は、地域経済分析システム（RESAS）によると、付加価値額、事業所数、従業員数いずれから見ても、様々な業種（卸売業・小売業、製造業、宿泊業・サービス業等）が大きな偏りなく立地し、本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

高松市の産業は、北はサンポート周辺の臨海部から、南は讃岐山脈である山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

高松市の産業は、地域経済分析システム（RESAS）によると、付加価値額、事業所数、従業員数いずれから見ても、様々な業種（卸売業・小売業、製造業、宿泊業・サービス業等）が大きな偏りなく立地し、本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端

設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。